

平成14年3月6日
原子力安全対策課
(13-92)
<14時資料配付>

高浜発電所4号機に保管されているMOX燃料の英国への返還について

関西電力株式会社高浜発電所4号機に保管されているMOX燃料の英国への返還について、本日、経済産業省資源エネルギー庁から「日米原子力協定」に基づく米国の同意が得られたとの連絡を受けた。

県としては、今回の米国政府の承認により、返還輸送のための必要な事前の手続きが概ね終了したことから、英国への返還が速やかに実現するよう、引き続き国や事業者に対し強く要請してまいりたい。

関西電力㈱高浜発電所MOX燃料返還輸送に係る米国承認について

平成14年3月6日
資源エネルギー庁

1. 本日（米国時間5日）、関西電力㈱高浜発電所用ウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料の英国への返還に係る核物質移転申請に対する承認手続きが終了し、同申請を承認する旨、外交ルートを通じて米国政府から連絡があった。
2. 当該MOX燃料は、米国から我が国に移転されたウランを原子炉で使用した使用済燃料から回収されたプルトニウムを含むことから、日米原子力協定の適用を受けている。同協定上、当該MOX燃料の我が国から英国への返還輸送については、米国の事前同意が必要となるため、昨年8月に米国政府に対し申請を行った。
3. 今回の米国政府の承認により、現在申請中であるMOX燃料の輸送容器の使用承認といった一部の国内手続きを除き、この返還輸送のために必要な事前の手続きが概ね終了した。今後、関西電力㈱及び英国核燃料公社（BNFL）を含む関係者間の調整により、一日も早く返還輸送が実現されることを期待しており、当庁としても、引き続き、英国と協力しつつ支援してまいりたい。

（参考）

当該MOX燃料は平成11年7月～10月に英国から我が国に輸送されたものである。しかし、品質管理データに不正があったことから、平成12年7月、我が国から英国へ返還するとの関西電力㈱とBNFL間の合意を日英政府間で確認した。その後、関係者で返還輸送の具体化に向けた所要の準備を進めてきている。

（問い合わせ先）

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

担当者：鈴木、佐藤

電 話：代表 03-3501-1511（内線4771～5）

直通 03-3501-1991